

# 小千谷市地域活性化起業人（副業型） 業務委託仕様書 （錦鯉地域活性化事業）

## 1 総則

本仕様書は、小千谷市（以下、「本市」という。）が委託する「地域活性化起業人（副業型）（以下、「副業型起業人」という。）」が遵守しなければならない事項を定めたものである。

## 2 目的

錦鯉発祥の地である本市において、国魚「錦鯉」を核とした地域ブランド「錦鯉の聖地」の確立を図ることにより、地域の誇りと魅力を高め、錦鯉振興と地域活性化を一体的に推進することを目的とする。また、地域資源を活用した関係人口の増加や、他産業への経済的波及を促進し、持続可能な地域づくりを目指すものである。

## 3 業務概要

本市発祥の錦鯉を核として文化、体験を活かした商品開発の推進や錦鯉生産者、旅行事業者、関連団体等と連携し、観光誘客と地域経済の循環を生み出す取り組みを展開するための課題とその課題解決の方策を調査・研究する。そのための実施業務は以下のとおりとする。

- (1) 錦鯉地域活性化事業のための体制構築と具体的な企画立案
- (2) 錦鯉地域活性化事業全体のコーディネート、アドバイス、進捗管理
- (3) 錦鯉地域活性化事業の実施に必要な人材・企業・関係団体等の紹介や連携促進
- (4) 地域活性化の知見を活かした、本市の関係人口増加に資する企画・実行支援
- (5) その他、本市の地方創生や地域活性化に資する業務

※ 副業型起業人は、業務を実施するにあたり、本市と十分に協議すること。

※ 現地業務の際に状況報告並びに今後の活動予定や方針を協議するものとし、また、その計画に変更が生じた場合も同様とする。

## 4 任用形態

任用形態は、業務委託契約（個人契約）とする。また、活動内容に応じ必要な活動保険に加入すること。

## 5 対象

- (1) 三大都市圏に所在する企業に勤務する者又は三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在地に所在する企業（本市と同一県内に所在する企業を除く）に勤務する者であること。

※ 三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者も含む。

※ 現在、本市内に勤務する者は除く。

※ フリーランス人材は本制度の対象外とする。

- (2) 6月以上3年以内の期間で、継続して本市の業務に従事し、地域活性化や定住促進、さらには、地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事できる者であること。

- (3) 本市での業務について、以下の要件を満たす者であること。

- ① 月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
- ② 本市における滞在日数が月1日以上であること。

## 6 委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

※ 令和9年4月1日以降の契約については、本事業の状況や取組実績に応じて更新の可否を判断する。

## 7 委託料

契約に基づき、以下の委託料を支払うものとする。

- (1) 活動対価としての報償費 月額上限83,333円（年間上限100万円に相当）
- (2) 活動に要する旅費実費分（契約期間内の上限あり）
  - ※ 月の途中から開始となる場合は、日割り計算とする。
  - ※ 旅費の上限は実費分（月4回まで）とする。

## 8 活動報告

副業型起業人は、月ごとに業務報告書を作成し、翌月10日までに本市へ提出すること。

## 9 実績報告

実績報告は、3月末をもって提出すること。

## 10 検査

市長は、上記8及び9に基づく報告が提出されたときは、速やかに検査するものとする。また、必要に応じ市長は、副業型起業人に対し活動内容等に対し指導することができる。

## 11 委託料の支払い

委託料の支払いは、協議のうえ、委託契約書に定めるものとする。

## 12 秘密の保持

副業型起業人は、本業務の実施にあたり個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、本業務の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様である。

## 13 損害賠償

副業型起業人は、本業務の履行に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、損害賠償を負うこととする。ただし、第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

## 14 権利の帰属

- (1) 本市が受託者に提供する情報に基づく登録データ等は、本市に帰属するものとする。

- (2) 本業務により作成された成果物に係る所有権、著作権及びその他の権利は本市に帰属するものとし、本市による二次利用を可能とする。また、受託者は本市に対し著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任においてその権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害した場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

## 15 その他

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、各種関係法令等の内容を遵守するほか、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。なお、国や本市が定める基準が改訂された際は、それに適合するよう、迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- (2) 契約期間満了等に伴い本業務の受託者が変更となる場合、次期契約期間の開始に間に合うよう、受託者は本業務の引継ぎに関する引継書を作成し、本市と次期受託者に対し、説明を行うとともに、業務が円滑に引き継がれるよう、誠実に対応すること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受託者の責任において補填し作業するものとする。
- (4) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたときは、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議のうえ決定する。